理事、監事、評議員並びに顧問の報酬及び費用等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人双葉電子記念財団(以下「本財団」という。)の定 款第19条及び第37条並びに第39条4項の規定に基づき、理事、監事、評議 員並びに顧問の報酬及び費用等に関し必要な事項を定めることを目的とし、一 般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法 人の認定等に関する法律の規定に準拠した妥当な額を支給するものとする。

(定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 役員とは理事及び監事をいう。
 - (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、本財団を主たる勤務場所とする者で、週に3日以上勤務し、日常業務を執行する理事をいう(定款第32条4項)。
 - (3) 非常勤役員とは、前第2号に規定する常勤役員以外の者をいう。
 - (4) 評議員とは、定款第15条に基づき置かれる者をいう。
 - (5) 顧問とは、定款第39条に基づき置かれる者をいう。
 - (6) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第 13号に定める報酬、賞与その他、職務遂行の対価として受ける財産上の利 益及び退職手当及び退任慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費 用等とは明確に区分されるものとする。
 - (7) 費用等とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を 含む)及び手数料等の経費とし、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

- 第3条 本財団は、常勤役員、非常勤役員及び評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。
 - 2 常勤役員の報酬は年俸とし、非常勤役員については理事会出席等、必要の都度、 定額を支給することができる。
 - 3 辞任又は死亡により退職した常勤役員には、退職手当金を支給することができる
 - 4 評議員には定款第19条に定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。
 - 5 常勤役員が事務職員を兼任するときは、事務職員としての給与及び手当に加え、 役員報酬を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

- 第4条 本財団の役員及び評議員の報酬は、評議員会の決議において定められた理事、 監事及び評議員に対する報酬等の支給に関する基準に従うものとする。
 - 2 常勤役員の報酬は勤務形態その他を勘案し、理事長が理事会の承認を得て、定めるものとする。ただし、年俸総額は毎事業年度1,000万円以内とし、定められた年俸報酬額の12分の1の額を月額報酬として毎月支給するものとする。また、当該年報報酬額を越えず、かつ、過去の理事会で承認された報酬額をも越えない限りにおいては、代表理事の報酬を除き理事長がその増減を定めることができる。
 - 3 代表理事以外の非常勤役員には、別表1に定める非常勤役員及び評議員の報酬 に基づき支払うものとする。
 - 4 評議員には、別表1に定める非常勤役員及び評議員の報酬に基づき支払うものとする。
 - 5 辞任により退職した常勤役員には、別表2の常勤役員の退職手当金に基づき退職手当金を支払うものとする。
 - 6 非常勤役員及び評議員には別表3の非常勤役員及び評議員の退任慰労金に基づ き退任慰労金を支払うものとする。
 - 7 当財団は、代表理事に対し、その職務の対価として、評議員会の承認を経て月額 20万円を限度に支払うことができるものとする(別表1)
 - 8 前第5項及び第6項における死亡による退職及び退任の場合には法定相続人に 支払うものとする。

(報酬の支給日及び支給方法)

- 第5条 常勤役員および評議員会で承認のあった代表理事の月額報酬は、毎月定まった 日に支払うものとする。
 - 2 月額報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の 金融機関口座に振り込むことができる。
 - 3 月額報酬は、法令等の定めるところにより控除すべき金額を控除して支払うも のとする。
 - 4 非常勤役員には、理事会等出席の都度、支払うものとする。
 - 5 評議員には、評議員会等出席の都度、支払うものとする。

(通勤費)

第6条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支払うものとする。

(費用)

第7条 本財団は、役員及び評議員並びに顧問がその職務遂行に当たって要した費用については、請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(辞 退)

第8条 報酬等の支給対象者から、報酬等の一部または全部の受け取りを辞退するとの申し出があった場合、財団は辞退された報酬等を支給しないものとする。

(公 表)

第9条 本財団は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する 法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

- 第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。
- 第12条 別表1及び別表3の報酬等は法令等の定めるところにより控除すべき金額を 控除後の金額とする。

附則

- 1 この規程は、公益財団法人双葉電子記念財団設立の登記の日(平成24年8月1日) から施行する。
- 2 別表1の改定は平成28年4月1日から施行する。
- 3 別表1及び別表3の金額を改定し、平成28年11月1日から実施する。
- 4 第3条第5項、第4条第7項及び第8項の改定は平成30年7月1日から実施する。
- 5 第2条(2)、第4条2項、同7項、第5条1項および別表1の改定は令和4年6月 8日から実施する。

別表 1

| 常勤/非常勤 | 職位 | 条件等 | 報酬額 |
|--------|-----------------|----------------------------|--------------|
| 常勤 | 役員 (理事及び監事) | 年俸総額は毎事業年度1,000万円以内(第4条2項) | |
| | 評議員 | 評議員会出席の都度 | 一人一律 50,000円 |
| 北沙井 | 代表理事 (第4条7項) | | 月額200,000円以內 |
| 非常勤 | 役員(理事及び監事) | 理事会出席の都度 | 一人一律 50,000円 |
| | | 代表理事の指示による会議は出席の都度 | 一人一律 30,000円 |
| | 監事の監査に係る報酬 | 一事業年度につき | 一人一律 50,000円 |

月給支給の対象者への、都度の会議出席の報酬は無しとする

| 常勤 | · 顧問 | 事務局員兼務(ただし顧問報酬なし) | 月額400,000円以内 |
|-----|----------|-------------------|--------------|
| 非常勤 | 事務局員兼務無し | 月額100,000円以内 | |

月給支給の対象者への、都度の会議出席の報酬は無しとする

別表2

| 73.24 = | | |
|------------|---------|--|
| 常勤役員の退職手当金 | | |
| 在任期間 | 退職手当金 | |
| 1年以上5年未満 | 給与の一か月分 | |
| 5年以上10年未満 | 給与の二か月分 | |
| 10年以上15年未満 | 給与の三か月分 | |
| 15年以上20年未満 | 給与の四か月分 | |
| 20年以上 | 給与の五か月分 | |

別表3

| 非常勤役員及び評議員の退任慰労金 | | | | |
|------------------|------------|--|--|--|
| 在任期間 | 退任慰労金 | | | |
| 2年未満 | 100,000円 | | | |
| 2年以上6年未満 | 200,000円 | | | |
| 6年以上11年未満 | 300,000円 | | | |
| 11年以上20年未満 | 500,000円 | | | |
| 20年以上 | 1,000,000円 | | | |